

名古屋市補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 家賃減額補助限度額引上げ支援策

1. 支援策の概要

名古屋市の補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、2（1）の入居者の要件を満たす方は、家賃減額補助の限度額を月額4万円／戸から最大8万円／戸まで引き上げ、入居負担の軽減を図ります。

注1）実際の家賃額は、世帯の所得によって異なります。

注2）補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃減額補助は、市から住宅の所有者（事業者・管理者会社等）へ支払われます。

【限度額引上げの例】 世帯所得 月額100,000円で本来家賃額76,000円の場合

<通常の入居者負担(家賃補助限度額40,000円の場合)>

【家賃減額補助後の家賃 36,000円(14,000円+22,000円)】



入居者負担額は、世帯の所得により最低10,000円から21,000円となります。

<限度額引上げ支援策による入居者負担>

【家賃減額補助の限度額引上げ後の家賃 14,000円】



2. 入居者の要件と手続き

【（1）入居者の要件】

①補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居中の方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職・病気等の事情により、収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること

②補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅へ新規に入居を希望する方

- ・以下のいずれも満たす方
 - ア. 補助付き住宅確保要配慮者の入居要件※を満たす方【詳細は裏面参照】
 - イ. 新型コロナウイルス感染症の影響による離職・病気等の事情により、収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること

【（2）申請手続き】

本支援策の適用を希望する方は住宅の所有者（事業者又は管理会社等）へご相談ください。本支援策の適用には、住宅の所有者等の同意を必要とし、また所有者等から名古屋市への申請が必要となります。なお、住宅によっては本支援策を受けられない場合があります。

【お問合せ】 名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

電話番号:052-972-2772 FAX番号:052-972-4172

補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とは

・高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者※の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録された民間の賃貸住宅で、入居者を住宅確保要配慮者とその配偶者等の親族に限定した住宅です。

・名古屋市による家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助のある住宅となります。

※法令等に定める住宅確保要配慮者の詳細や住宅の情報などは、名古屋市ウェブサイトをご覧ください(名古屋市トップページからサイト内検索をしてください)。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

🔍 サイト内検索

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098535.html>

補助付き住宅確保要配慮者の入居要件

※住宅により入居できる世帯の範囲が異なります。

次の①から⑥までのいずれかに該当する世帯で世帯の月額所得が158,000円以下であること。

①高齢者世帯(次の①②いずれかに該当する世帯)

①60歳以上の単身世帯

②60歳以上の方とその同居者が配偶者(60歳未満可)又は生計を一にする60歳以上の親族である世帯

②障害者等世帯(入居者又は同居する配偶者その他生計を一にする親族に、次の①から⑦のいずれかに該当する方がいる世帯)

①身体障害者手帳(1級から4級)所持者

②精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)所持者

③愛護手帳(1度から3度)所持者・療育手帳(A又はB)所持者

④戦傷病者 ⑤原子爆弾被爆者 ⑥海外引揚者 ⑦ハンセン病療養所入所者等

③被災者世帯

災害(発生した日から起算して3年以内)により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた方又は災害に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた世帯

④子育て世帯

子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方)を養育している世帯

⑤新婚世帯

配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)を得て5年以内の方

⑥低額所得世帯(世帯の所得月額158,000円以下の世帯)

※生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金を受給している方は、家賃減額補助を受けることはできません。

家賃減額補助の期間

専用住宅としての管理開始から原則10年(家賃減額補助の総額が限度額の10年間分(480万円)を超えない場合は20年)以内となります。ただし、上記入居要件の③④世帯にあっては、管理期間内かつ6年以内、⑤世帯にあっては管理期間内かつ3年以内となります。

※家賃減額補助限度額引上げ支援策による適用期間は、「新型コロナウイルス感染症の影響による離職・病気等の事情により、収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難である」との要件を満たさなくなるまでの期間とし、毎年1回市が行う入居者負担額認定手続きにより判断します。